

神戸市火災予防条例運用基準の全部改正について

1 趣旨

近年の社会情勢の変化等により、現行の神戸市火災予防条例運用基準（以下「運用基準」という。）では対応が困難な事案が増加している。この状況を踏まえ、神戸市火災予防条例（以下「条例」という。）の適正な運用を図るとともに、防火安全性の向上を目的として、運用基準を改正するものである。

2 主な改正の概要

(1) 第3条（炉）

- ① 建築物等の部分のうち、不燃材料で有効に仕上げをする範囲について、対象火気設備及び対象火気器具の周囲において措置されれば足りることを明記した（第1項1号）
- ② 火災の発生のおそれのある部分について、火気設備の本体を構成する全ての部分を指すものとした。ただし、操作上必要となるつまみ、レバー、絶縁材料については、不燃材料以外の材料を使用できることを明記した（第1項第7号）。
- ③ ためます等について、溶融物を安全に収容できる容量及び形式の基準を明確化するとともに、ピット型等の一般的な構造を整理して示した。また、樋及び溝による溶融物の誘導方法を明記し、遮熱対策や乾燥維持などの措置に関する事項を追加した（第1項第12号）。
- ④ 金属以外の不燃材料に、グラスウール保温材（J I S A9505）を追加した（第1項第14号イ）。
- ⑤ 不燃材料で造った床の具体例として、土間等を含むことを明記した（第1項第17号オ）。
- ⑥ 予熱する方式について、重油等を燃焼させるために電熱やスチームで加熱する方式を指すことを明記した（第1項第17号セ）。
- ⑦ 火花又はアークを発生するおそれのある機器について、積算電力計（電力メーター）は該当しないことを明記した（第1項第20号）。
- ⑧ ケーブル工事を実施する場合の防爆工事等の安全措置について、接続強度及び絶縁性を有する場合の例を明記した（第1項第20号）。
- ⑨ 必要な点検及び整備について、専門的知識を有する熟練者が行うべき重要部品等の項目を具体的に明記した（第3項第2号）。

(2) 第3条の2（ふろがま及びふろ場）

- ① 空だき安全装置（J I S S2091）を、本号に規定する自動的に燃焼を停止できる装置として取り扱うことを明記した（第1項第2号）。

- ② 外がま及び内がまについて、それぞれの構造や作動方式等を整理し明記した（条例別表第1）。

(3) 第5条（ストーブ）

条例第3条の3（温風暖房機）に該当しない暖房を目的とする設備については、本条の規制対象となることを明記した。

(4) 第7条（乾燥設備）

- ① 蒸気乾燥について、使用上火災発生のおそれがないければ木製乾燥室でも差しつかえないとする運用を削除した（第1項）。
- ② コインランドリー用乾燥設備について、乾燥機本体、安全装置、排気筒、燃料配管の構造の基準及び設置要領等を定めた「コインランドリー用乾燥設備の基準」を追加した。

(5) 第7条の2（簡易サウナ設備）

本条については、条例改正を予定しているもの（令和8年第1回定例市会（2月議会））であり、条例（案）が原案どおり可決された場合、下記のとおり運用基準を規定するものである。

- ① 簡易サウナ設備の要件をいずれか1つでも満たさない場合は条例第7条の3（一般サウナ設備）として取り扱うこととした（第1項）。
- ② 簡易サウナ設備の用途判定について、原則は消防法施行令（以下「政令」という。）別表第一(15)項とし、公衆浴場法等が適用される場合は同表(9)項として取扱うこととした。また、他用途に併設される場合は実態に応じて判定することとした。
- ③ その他直接外気に接する場所について、建築物の屋上のほか、外気に開放された廊下及びバルコニー等を含むことを明記した（第1項）。
- ④ サウナ室及び放熱設備の定義について明記した（第1項）。
- ⑤ 定格出力は、販売、製造業者の仕様書等を確認することとした（第1項）。
- ⑥ 薪の投入量は取扱説明書に従うこととし、木質ペレットや木材チップ等は本条の薪に該当しないこととした（第1項）。
- ⑦ 距離基準について、適合性が確認されている簡易サウナ設備の一覧を整理して示すとともに、一覧にない設備については、（一社）アウトドアサウナ協会が公表する資料を参考とする取扱いとした（第1項第1号）。
- ⑧ 熱源遮断装置の代替として設置する消火器について、政令第10条第2項の例により設置することとし、原則として簡易サウナ設備専用のものとする事とした。ただし、実態に応じて他の用途で設置されている消火器との兼用を可能とした（第1項第2号）。
- ⑨ 簡易サウナ設備を防火対象物の屋上等に設置し、建築物に該当する場合は「その他多量の火気を使用する場所」に該当する旨を明記した（第1項第2号）。

(6) 第7条の3 (一般サウナ設備)

- ① 火災予防上安全な区画について、サウナ室の壁、床及び扉の構造や面積要件等を整理し、基準の見直しを行った。併せて、出入口や開口部、換気口の設置及び取扱いの基準についても明記した(第1項第1号)。
- ② 火災予防上支障がないと認めた場合のサウナ室の標識の寸法については、サウナ室の大きさ等を勘案し、神戸市火災予防規則(以下「条規」という。)第11条に定める寸法によらないことができることとした(第1項第5号)。
- ③ 小規模サウナ室の定義及び運用について、電気サウナバス適合品等で室温が90℃を超えないものを対象とし、対流型と放射型の小規模サウナ室ごとに、設置場所、構造、電気設備、消防用設備等及び標識などの基準を明記した。

(7) 第8条 (簡易湯沸設備)

家庭用ガス温水機器(JIS S2109)及び石油小形給湯機(JIS S3024)に該当する機器のうち瞬間形については、条例第8条(簡易湯沸設備)又は条例第8条の2(給湯湯沸設備)として取り扱うことを明記した。

(8) 第8条の2 (給湯湯沸設備)

温水機器の条例上の取扱いについて明記した。

(9) 第9条の2 (厨房設備)

- ① 天蓋内に設置する照明設備の基準について明記した(第1項第1号ア)。
- ② 入力21kW以下の厨房設備に付属する排気ダクト以外の排気ダクトについて、フレキシブル(じゃばら)ダクトは使用しないことを明記した(第1項第1号カ)。
- ③ ダクトの長さの取扱いについて、複数のダクトを接続した場合の取扱いを明確にした(第1項第2号ウ)。
- ④ 自動消火装置の設置が必要となるものについて、厨房室のうち床面積が200㎡以上又は厨房設備の入力合計が350kW以上の場合を対象とすることとした。なお、厨房室の床面積は、厨房設備の周囲を水平距離5mで囲んだ部分の面積(複数ある場合はその合計)とし、客が調理を行う焼肉店等の客席部分は算定対象外とした(第1項第2号エ(イ))。

(10) 第12条 (変電設備)

- ① キュービクル式非常電源専用受電設備の基準(昭和50年消防庁告示第7号)を満たす場合は、不燃材料で区画された室に設置された場合と同等とみなすこととした(第1項第3号)。
- ② 標識の設置場所を明確にするとともに、条規第11条に定めるもののほか、「キュービクル式高圧受電設備(JIS C4620)」に定める標識を設置できることとした(第1項第7号)。

(11) 第12条の2 (急速充電設備)

- ① CHAdeMO 認証品について、条例第 12 条の 2 第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 12 号、第 17 号及び第 18 号を除く。）の規定に適合するものとして取り扱うこととした（第 1 項）。
- ② 電気を設備内部で変圧の取扱いについて、急速充電設備内で、変圧器又は電子機器により昇圧するものを含むことを明記した（第 1 項）。
- ③ コネクターについて、充電ケーブルを電気自動車等へ接続する部分であることを明確化した。また、コネクターを用いない設備は、条例第 12 条（変電設備）として取り扱うこととした（第 1 項）。
- ④ 分離型について、設備本体と充電ポストで構成される急速充電設備であることを明記した（第 1 項）。
- ⑤ 充電ポストについて、コネクター及び充電ケーブルを収納する部分で、変圧機能を持たないため出火危険性が低いことから、第 1 項第 1 号及び第 2 号は適用しないこととした（第 1 項）。
- ⑥ 筐体について、設備本体や付属機器を収める外箱を指すことを明記し、急速充電設備としての筐体の範囲を明確化した（第 1 項第 2 号）。
- ⑦ 雨水等の侵入防止の措置筐体が J I S C0920 の I P33 以上を確保することを明記した（第 1 項第 4 号）。
- ⑧ 異常な高温について、過電流等による発熱を温度センサーが検知し、設備が充電を停止する温度であることとした（第 1 項第 10 号）。
- ⑨ 速やかに操作することができる箇所について、一体型は設備本体、分離型はコネクターや充電ポスト等とすることを明記した（第 1 項第 11 号）。
- ⑩ 操作に伴う不時の落下を防止する措置について、コネクターやケーブルを保持する補助器具等を設けることとした（第 1 項第 13 号）。
- ⑪ コネクターの強度について、CHAdeMO 認証品・UL 規格等に適合し、落下等の衝撃に耐えうる強度を有することを明記した（第 1 項第 13 号）。
- ⑫ 漏れた液体が内部基板等に影響を与えない構造について、冷却液の絶縁性や配置などにより、基板への影響を防ぐ構造であることを明記した（第 1 項第 14 号）。
- ⑬ 流量及び温度の異常について、冷却液漏れ等により流量が減少する状態及びケーブルの加熱による温度上昇を異常とすることとした（第 1 項第 14 号）。
- ⑭ 設備内蔵の蓄電池について、安全基準（J I S 規格やリユース時の評価）を満たすことを明確化した。10kWh 超でも急速充電設備の基準に適合すれば条例適用外とする取扱いとした（第 1 項第 16 号）。
- ⑮ 主として保安のために設けるものについて、停電時の制御保持など、安全装置維持のための蓄電池を対象とすることとした（第 1 項第 16 号）。
- ⑯ 異常な低温について、蓄電池の使用温度範囲を下回る場合であることとした（第 1 項第 16 号ウ）。

- ⑰ 制御機能について、蓄電池の過充電、過電流、温度異常等を制御するBMS（バッテリーマネジメントシステム）を指すこととした（第1項第16号エ）。

(12) 第13条(内燃機関を原動力とする発電設備)

- ① 容易に点検することができる位置について、発電機及び操作盤等からの具体的な保有距離を明記した（第1項第1号）。
- ② 自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）に定めるキュービクル式自家発電設備の構造及び性能の基準の例により設置される場合、不燃材料で区画された室に設置された場合と同等とみなすこととした（第2項）。

(13) 第13条の2（燃料電池発電設備）

燃料電池設備の基準（平成18年消防庁告示第8号）に定める基準の例により設置される場合、不燃材料で区画された室に設置された場合と同等とみなすこととした（第1項）。

(14) 第14条（蓄電池設備）

- ① 「蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2」に定めるものは、本条の規制の対象外であるため明記した（第1項）。
- ② 蓄電池容量の算定に用いる電圧（公称電圧）について、蓄電池種別ごとの電圧表を追加するとともに、算定方法に関する記述を見直した（第1項）。
- ③ 開放形鉛蓄電池について、使用中に補水を必要とする構造の鉛蓄電池が該当することを明記した（第1項）。
- ④ 電槽について、電解液及び一対の電極（最小単位）を入れた容器とした（第1項）。
- ⑤ 耐酸性の床又は台上について、陶磁器、鉛、アスファルト、プラスチック、耐酸性モルタル等で造られ、若しくは被覆された床又は台の上のこととした（第1項）。
- ⑥ 蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）に定めるキュービクル式蓄電池設備の構造及び性能の基準の例により設置される場合は、不燃材料で区画された室に設置された場合と同等とみなすこととした（第2項）。
- ⑦ 「蓄電池設備を複数台使用して設置する場合の取扱いについて（令和4年3月31日付け消防予第155号）」及び「コンテナ等の内部に蓄電池設備を設置する場合の取扱いについて（令和4年3月31日付け消防予第156号）」を追加した。

(15) 第15条（ネオン管灯設備）

点滅装置について、単にネオン管を点滅させるためのスイッチではなく、注視を得る目的で一定周期で明滅させるための付属装置をいうものであることを明記した（第1項第1号）。

(16) 第16条（舞台装置等の電気設備）

- ① 1つの電線で複数回路の共用は過負荷防止のため原則禁止とし、負荷電流に応じた十分な太さの電線を用いる設計の場合は複数回路の使用を認めるものとした（第1項第1号オ）。
- ② 障害を受けるおそれのない位置とは、電灯、分電盤、接続器、電動機等が雨雪、土砂、工事用建設材料、建設機械器具などによって支障を受けるおそれのない場所のこととした（第1項第2号ア）。

(17) 第19条（液体燃料を使用する器具）

- ① 本来の使用燃料以外の燃料について、構造上予想され限定された燃料以外を使用することを禁止し、器具の安全度を超える使用を行ってはならない旨を明記した（第1項第7号）。
- ② 祭礼、花火大会、学園祭等、一定規模で一時的に人が集合し混雑する催しを対象とすることを明記し、個人的つながりによる小規模行事（バーベキュー等）は対象外とする旨を明確化した（第1項第9号の2）。

(18) 第20条（気体燃料を使用する器具）

卓上型こんろ等とグリズ除去装置との「火災予防上安全な距離」については、条例第19条第1項第1号の規定にかかわらず、厨房設備とグリズ除去装置との安全距離の基準に準じることが望ましいとした（第2項）。

(19) 第22条（電気を熱源とする器具）

- ① 温度制御装置や過熱防止装置などを不適合な部品へ交換する行為を禁止する旨を明記した。また、改造や誤った部品使用による過熱、出火事例があるため、その危険性を明確化した（第2号）。
- ② 電源の切り忘れや劣化配線等による出火が多いことから、通電放置を禁止する旨を明記した（第2号）。

(20) 第24条（喫煙等）

- ① 裸火使用について、重要文化財等のうち日常的に用いられる火を使用する設備や器具、宗教的行事等で用いられるものはこれに該当しないこととし、危険物品持込みについても、これらの裸火使用に付随するものは該当しないことを明記した（第1項）。
- ② 火災予防上危険な物品の持込みに該当しない行為として、持続可能な航空燃料（SAF）の原料となる廃油用油を回収するため、家庭等で使用された食用油を回収するボックスを設置する行為（2㎡未満に限る。）を追加した（第1項）。
- ③ 解除承認の判断基準として定める「安全対策基準」を新たに追加し、解除の基準を指定場所ごとに明確化するとともに、当該基準内で用いる用語の定義を整理した。また、従来の「承認基準」及び「安全対策の基準」については削除した（第1項）。

- ④ 売場又は展示部分の範囲について、食料品の加工場、各種物品の加工修理場、ストック場等の通常顧客が出入りできない部分を除外し、規制対象範囲を実態に即したものとした（第1項第2号）。
- ⑤ 消防計画への喫煙管理の具体的措置（放送時間、館内巡視計画、標識設置等）の明記を求める規定を削除した（第3項）。
- ⑥ 喫煙所の構造等に関する基準について、壁及び天井の仕上げを不燃材料等とする規定を削除した（第3項）。
- ⑦ 禁煙、火気厳禁及び喫煙所の図記号について、日本産業規格（J I S）及び国際標準化機構（I S O）に定める図記号を明記した（第4項）。

(21) 第27条（玩具用煙火）

一の防火対象物内で複数のテナントにおいて玩具用煙火を貯蔵する場合は、テナントごと（管理者単位で合算）に数量を算定することとした。また、一のテナント内で複数箇所に貯蔵されている場合は、不燃区画ごとに数量を算定することを明記した（第3項）。

(22) 第29条（特殊場所における火気の制限）

原則、これらの場所においては、火災予防上安全な措置を講じたとしても本号に掲げる行為は認められないこととした（第1項）。

(23) 第29条の3（装飾用物品等）

その他の装飾品について、イベントや演劇、催し等に基づき使用する装飾物品に限ることとした。

(24) 第29条の8（火災に関する注意報の発令）

本条については、条例改正を予定しているもの（令和8年第1回定例会（2月議会））であり、条例（案）が原案どおり可決された場合、解釈及び運用を規定する。

(25) 第30条（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

火の使用の制限について、具体的に制限される行為について明記した。

(26) 第31条の4の2（屋内の施設の基準）

- ① 浸透しない構造について、具体的に明記した（第3号）。
- ② 堅固に造る例として、レールに沿って移動させ、容易に転倒しない構造を有するものを規定した（第4号）。

(27) 第36条（消火器具に関する基準）

- ① その他多量の火気を使用する場所に、一般サウナ設備及び簡易サウナ設備を設置する場所（個人が設置するものを除く。）を追加した（第2項第3号）。
- ② 貯蔵場所及び取扱場所へ設置する消火器の基準について、B-10単位以上及びB-5単位×2本以上の基準を削除した（第2項第5号）。

(28) 第36条の2（大型消火器に関する基準）

特別高圧変電設備の定義を明確化した（第1項第1号）。

(29) 第37条の2（スプリンクラー設備に関する基準）

建築物の31mを超える部分の取扱いについて、二重天井等の場合の高さ判定は、上階スラブを基準とすることとした。また、階に算入されない塔屋部分等については、当該高さに算入されないこととした（第1項第3号）。

(30) 第39条の2（自動火災報知設備に関する基準）

小規模特定用途複合防火対象物の自動火災報知設備の設置について、運用上の判断基準を明確化するため、具体例を追加した。

(31) 第41条（避難用タラップ等に関する基準）

31mを超える部分が避難階である建築物については、避難用タラップ等の設置を不要とした。

(32) 第41条の3（非常コンセント設備に関する基準）

31mを超える部分が避難階である建築物については、非常コンセント設備の設置を不要とした。

(33) 第43条（劇場等の屋内の客席）

屋内に設置する客席について、車椅子使用者客席に隣接して設ける同伴者席の固定に係る取扱いを見直した（第1号）。

(34) 第44条の2（基準の特例）

① 屋内及び屋外に設置する客席を固定しないことができる基準の特例について、当該基準を見直し、従来規定していた「特例適用願出書」の届出を削除し、条例第54条の「催物開催届出書」により行うこととした。

② 劇場等における車椅子使用者客席の横に設ける同伴者用客席の床の固定についての基準を追加した。

(35) 第45条（キャバレー等の避難通路）

客席の床面積やテーブル席、ボックス席等についての運用を明確化した。

(36) 第47条（避難経路図の掲示等）

① 避難経路図の大きさについて、原則として50cm以上角とすることとし、現在地及び避難経路が一見して識別できる場合は、当該大きさによらないこととした（第1号）。

② 劇場等、百貨店等、地下街の携帯用電灯の設置個数について、避難誘導を行う従業員等の数以上の数を設置することとした（第2号、第3号）。

③ 携帯用メガホンの備え付けに関する規定を削除した。

(37) 第49条（防火対象物の安全避難）

本条の運用について、神戸市消防用設備等技術基準に記載している運用基準を転記した。

(38) 第49条の2（避難施設の管理）

避難口に設ける戸について、福祉施設等の居室に設置されたバルコニーに至る掃き出し窓についても、当該基準に準じた取扱いとすることが望ましいこととした。
(第3号)。

(39) 第49条の3 (避難口の扉等の表示)

- ① 本条の運用について、神戸市消防用設備等技術基準に記載している運用基準を転記した。
- ② 避難口の扉等の緑色表示を省略できるものとして、床面積が150㎡以下であるテナントの廊下又は階段に通ずる扉のうち、テナント部分から容易に視認できるものを追加した(第1項)。

(40) 第50条の10 (消火活動上有効な措置)

可燃性発泡樹脂に関する基準について、神戸市消防用設備等技術基準に記載している運用基準を転記した(第2項)。

(41) 第50条の10の2 (高層建築物の安全管理)

消防活動に必要な空地と進入路について、広さ、勾配及び荷重などの数値基準を整理し見直した(第1項第1号)。

(42) 第53条 (火を使用する設備等の設置の届出)

簡易サウナ設備の設置届出の対象外となる「個人が設けるもの」とは、当該所有者本人が私生活の用に供するために設ける場合を指すこととした(第7号の2)。

(43) 第54条 (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

劇場等において、可動椅子や立見席等を設置し、一時的に不特定多数の者が出入りするイベント等を開催する場合も本号の届出対象となることとした(第1項第3号)。

(44) その他

- ① 国通知及び関係資料等について、当該内容に応じて整理及び集約し、明記した。
- ② 文言整理その他所要の改正を行った。

3 運用開始 (予定)

令和8年4月